

## 鹿児島市総合計画審議会運営要綱

平成23年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市総合計画審議会条例（昭和47年条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、鹿児島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(起草委員会)

第3条 会長は、市長の諮問に係る審議会の答申案を起草するため必要があると認めるときは、審議会に起草委員会を置くことができる。

- 2 起草委員会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 起草委員会に委員長を置き、会長が指名する起草委員会の委員がこれに当たる。
- 4 委員長は、起草委員会の事務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、会長が指名する起草委員会の委員がその職務を代理する。
- 6 起草委員会の会議については、条例第5条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「起草委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月14日から施行する。